資料４

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正に伴う新旧対照表

――― 改正部分

現　　行	改　正　案	改正要旨
別表 特定非営利活動法人の名称 / 主たる事務所の所在地 / 平塚市市税条例第13条の2第2項の期間 省略 特定非営利活動法人フードバンク湘南 / 平塚市御殿一丁目33番35号　亀井ハイツ101 / 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで	別表 特定非営利活動法人の名称 / 主たる事務所の所在地 / 平塚市市税条例第13条の2第2項の期間 省略 特定非営利活動法人フードバンク湘南 / 平塚市馬入本町1番10号 / 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで	特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、別表を整備する。